告示

○法務省告示第五百十八号

埼玉県川越市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十四年十二月十九日

法務大臣　滝　実

埼玉県入間郡古谷村大字小中居乙三番地

都築己之助

○法務省告示第五百十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月十九日

法務大臣　滝　実

○法務省告示第五百二十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

法務大臣　滝　実

平成二十四年十二月十九日

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社ヨシダテクニカル	岐阜県本巣市早野五百番地の一
	溶接

○法務省告示第五百二十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月十九日

法務大臣　滝　実

第二号の表に次のように加える。

三共テクノ株式会社	千葉県白井市根四百二十五番地
	とび

○法務省告示第五百二十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月十九日

法務大臣　滝　実

第二号イの表に次のように加える。

株式会社渡辺リネン	新潟県長岡市西津町三千八百六番地一
	クリーニング

○法務省告示第五百二十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十二号の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月十九日

法務大臣　滝　実

第二号イの表に次のように加える。

信和株式会社	岐阜県海津市平田町仏師川字村中三十番七
	溶接

第二号ロの表株式会社神戸建興の項中「兵庫県神戸市北区道場町塩田千九百六十六番地」を「兵庫県神戸市北区道場町塩田千四百八番地」に改める。

○法務省告示第五百二十号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号）第一条第一号トの規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月十九日

法務大臣　滝　実

第一号中「財団法人国際労務管理財団」を「公益財団法人国際労務管理財団」に改める。

○財務省・農林水産省告示第二十四号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月十九日

財務大臣　城島　正光

農林水産大臣　郡司　彰

一中「年一分二厘」を「年一分一厘」に、「年一分三厘五毛」を「年一分二厘五毛」に、「年二分三厘五毛」を「年二分二厘五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年三厘五毛
七年を超え八年以下	年四厘五毛
八年を超え十年以下	年五厘五毛
十年を超え十一年以下	年六厘五毛
十一年を超え十三年以下	年七厘五毛
十三年を超え十四年以下	年八厘五毛
十四年を超え十五年以下	年九厘五毛
十五年を超え十七年以下	年一分五毛
十七年を超え二十五年以下	年一分一厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年三厘五毛
七年を超え八年以下	年四厘五毛
八年を超え十年以下	年五厘五毛
十年を超え十一年以下	年六厘五毛
十一年を超え十三年以下	年七厘五毛
十三年を超え十四年以下	年八厘五毛
十四年を超え十五年以下	年九厘五毛
十五年を超え十七年以下	年一分五毛
十七年を超え三十五年以下	年一分一厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二十五号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月十九日

財務大臣　城島　正光

農林水産大臣　郡司　彰

「年二・四五パーセント」を「年二・三五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二十六号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月十九日

財務大臣　城島　正光

農林水産大臣　郡司　彰

「年二・四五パーセント」を「年二・三五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。